

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定の変更認可申請（アスファルト固化装置等の使用停止に伴う変更等）に係るヒアリング（2）

2. 日時：令和6年2月1日（木）15時49分～17時17分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、島村主任安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他4名

保安管理部 品質保証課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について

資料2：原子力科学研究所原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表

資料3：原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	では今から原価券の保安規定に関する、ヒアリングを始めます。よろしくお願いいたします。
0:00:11	で、まず、審査会合。
0:00:15	2月の14日にやろうとしているところですけども。
0:00:22	時間は午後なんですけども、兵頭大学さんとの審査と、時間をちょっと瀬谷せようと思っております、
0:00:31	今、どちらを先にやるか調整しているところなので、ちょっとまだ時間を、ちょっと細かくお伝えすることができないんですけども、決まり次第、
0:00:43	なるべく発お伝えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
0:00:49	あと、
0:00:51	申請の書類等を読ませていただくとちょっと所感なんですけども。
0:00:56	皆さん審査小、ご覧になったことがあるかと思うんですけども。
0:01:03	審査層、
0:01:05	もちろん、最終的に認可に至るまでは、ためには、審査書を作って、我々の中で決裁を、
0:01:15	上げていって、最終決裁者が決裁したら、認可ということになるんですけども。
0:01:23	その審査書を書くときにですね、審査官は、基本的に自分の言葉を使ってはならなくてですね。
0:01:34	必ず、申請書ですとか、
0:01:37	或いは審査会方の資料に記載していただいたことすとか、またおっきな審査ですと、まとめ資料という形で、
0:01:47	補足資料を出させていただきますけども、その中から必ず言葉を拾って、
0:01:57	聞かないといけないというのが鉄則でございます、
0:02:01	ちょっとそういう観点でいきますと、
0:02:07	例えばですね。
0:02:10	原子力発電所原子炉施設保安規定、
0:02:16	審査基準の整備評点を例えば出して、
0:02:20	いただいておりますけども、
0:02:23	その3、
0:02:25	県の、
0:02:27	例えばですね三瓶の2ページ。
0:02:31	審査基準等の整理表の方の第3点の廃棄物処理場管理の方の、例えば2ページをご覧くださいと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	左側が審査基準で括弧関係のある箇所を黄色で示すようになっていて、右側が減少施設保安規定変更後、括弧、変更箇所はグレーハッチングで示すとなっていて、左側を見ると、2 ポツのところの、
0:02:59	放射性、
0:03:01	液体廃棄物の固化等の処理のところに、議論の発注に関してあって、
0:03:08	ここが関連箇所だよということなんですけれども、それで液体廃棄物のクラスの、
0:03:18	AとBワンとBⅡを、
0:03:21	B、まとめるといいますかね、その対応をつけているということなんですけれども。
0:03:32	まあ、例えば1ポツの方を見ると、
0:03:35	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に関わる具体的な、
0:03:42	管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること、ということなので、
0:03:54	何つうかな、もうちょっとこの、
0:03:56	こういう、
0:03:57	廃棄物のクラス分け、
0:03:59	が、直結しやすい。
0:04:03	かなと思うんですけども、2の方は、その黄色の後を読んでいくと及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄、放射性廃棄物の輸入を含むに関する行為の、
0:04:17	実施体制が定められていることなので、
0:04:20	2ポツの方の、やっぱり要求事項としては体制、組織ですよ誰が何をやるかっていうことについて、求めていますので、
0:04:32	こういう例えば廃棄物の液体のクラスが例えば
0:04:38	丹リーダとか、とか、定まれば、要するに頭スドウの装置で、
0:04:44	処理するかが決まって、どの処理一つ装置で処理することを決めればそれはどの課が管轄している装置だから、責任者は、
0:04:56	何々課長であって、というふうにそこまでいけば要するに、
0:05:03	体制が定められてることの説明だと思うんです、今はちょっとやっぱりそういう説明とかがなくて、
0:05:12	なんかこう、
0:05:15	関係するところはここなのであとは読み取ってくださいみたいな申請になってるように見受けられるんですけども。
0:05:21	先ほど申しましたように、我々は売買の考えを挟んだりとか、
0:05:27	自分で作文をしてしまったりということが一切許されてませんので、今言ったような子、もし私が今言ったことが正しいのであればそういうことを、必ずどっかに書いて丁寧にご説明を。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	していただかないと、審査が、
0:05:43	いつまでも終わらないという、ちょっと状況が続くということになりますので、
0:05:49	ちょっとそういう点にも気をつけて、
0:05:53	資料の作り込みを、
0:05:56	お願いしたいかなというのがちょっと、最初に所感としてちょっと、ちょっと申し上げます。
0:06:04	資料いただいていますのでまずちょっと変更点を中心に、説明をお願いいたします。
0:06:37	規制庁アラカワですけど、音声は来てないんじゃない。そうですねこちらも聞こえてないんですよね。
0:06:43	原価検査すでもうしゃべられてますでしょうか。
0:06:53	あれ。
0:06:56	見込みとなっております。お願いします。
0:07:11	はい、権限です失礼いたしました。今から説明させていただきます。よろしく申し上げます。
0:07:21	IT部処理場の須藤です。説明させていただきます今回3点ですね概要資料につきましては、変更を行ってございましてまず8ページの、
0:07:31	ところに変更理由ということで、
0:07:33	第2廃棄物処理棟のアスファルト固化停止に関わる、許可をした取得したときの許可番号ですね、生活と書かれておりましてこれから整合を図るところを追加して、
0:07:46	でございます。続いて、
0:07:51	9ページでございますが、
0:07:56	こちらの③ですけど、
0:08:01	こっちはアラカワですけど、はい。何で8ページから始まってるとでしょうか。
0:08:07	失礼しました。今回、前回コメントいただいたのが、第3編でしたので第3編のみの変更を行っている。
0:08:17	ものでございます。
0:08:18	10年ぐらい、私三田と、
0:08:21	はい。
0:08:24	だけなの。
0:08:27	前回と同じなんですけど。
0:08:32	ちょっと知ってもらっていい。わかりました。
0:08:35	今私の方からですね、変更点を中心ということでちょっと最初に申します上げましたので、8ページからということで、ご説明を廃止していただいたんですけども、もう1回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:47	こちら多分全体にわたって、確認事項があるかと思しますので、
0:08:53	まず第1編から、改めて説明をお願いいたします。
0:09:04	はい。それでは、1ペインについて説明させていただきます。
0:09:08	ちょっと1ページ戻っていただきまして、
0:09:12	こちらの原子炉施設保安規定と、大体縦総則の方と、及びということで廃棄物埋設施設をして、こちらですね。
0:09:23	変更をかける部分、追加しているということでこのような題名にさせていただいております。
0:09:28	次のページいきまして、委員会を構成する締め対象者の見直しということで、
0:09:35	記載しております。
0:09:37	私は昆虫血漿保安規定の第1点11条の2とですね、埋設施設保安規定の第6条の方に記載があるところを変更するというものになっております。
0:09:49	原子力科学研究所内に設置します、原子炉施設等安全審査委員会及び争訟推進委員会を構成する委員長及び委員について、
0:10:03	変更前の記載としましては、機構の職員のうちから、所長が指名するとなっているんですけども、今回変更をかけた機構の職員等のうちから、所長が指名するということで、
0:10:15	頭をつけて変更をかけるものになります。
0:10:18	その変更理由としましてですね、委員会におきまして、審議事項に関する知識のある再雇用職員というものがああります。そちらを指名対象にし者に含めたいということで、書けるものです。
0:10:33	その施工職員の中にですね、原子炉主任技術者の免状を有する者とか、許認可関係におきます。
0:10:41	知識を有する者、そして研究開発を行ってきた者等ですね、知識及び経験を有する人材の活用に当たりたいということでやりたいんですけども、再雇用職員というのは、職員と異なりますので、今回職員等に変更するというものになっております。
0:11:02	それで再雇用職員とはということで下にですね、記載ありまして、機構を定年退職した職員のうちから、職員のうちですね、引き続き機構に雇用されたものを行っております。
0:11:15	職員の定義ですけども、こちら保安規定の方に記載してありまして、職員等は、職員及び職員、準ずる者として機構と雇用関係に、
0:11:26	あるものを行っております。
0:11:28	各委員会の審議事項につきましても保安規定のほうに定めてあります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:34	減少施設、原子炉施設の安全審査委員会の方では、原子炉施設の安全性等に関する事項を審議するということと、
0:11:43	品質保証推進委員会では品質マネジメント計画に関する事項を審議することになっております。
0:11:50	第1点の変更はそのような形になっております。
0:11:55	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。
0:11:59	他の。
0:12:01	部門、部門部門では、藤所長が指名するという。
0:12:08	だけで、特に雇用関係があるとかないとか、もうそういう、
0:12:14	区別というか、制限範囲をそもそも設けてないってことなんですけども原価計算の方は、職員の職員等として、雇用関係がある。
0:12:25	範囲、
0:12:27	連休明けを残す、残そうとされてるわけなんですけどもそれは何か理由があるんでしょうか。
0:12:45	はい、筧福嶋です。
0:12:49	やはりですね、厳格いろんな施設がありまして、それらの施設のことをわかっているのは原価県で雇用されてるものの方がよろしいだろうということで、今回そのような形にさせていただいてるものです。
0:13:03	はい、わかりました。
0:13:06	設置許可変更許可申請書のほうを見ると、
0:13:13	レビューということが書いてありまして、
0:13:18	例えば、
0:13:22	レビューへの参加者には、レビュー対象となっている設計開発段階に関連する部署を代表する者及び、
0:13:32	当該設計開発に係る専門家を含めるというそういう記載がありますけれども、
0:13:40	この新しく
0:13:45	再雇用職員の方など、
0:13:48	二名。
0:13:50	活用したいっていうのはこの会は、設計開発に係る専門家として、期待しているとそういうことでしょうか。
0:14:00	その部分。
0:14:02	そのについて、原価県福嶋です。はい。その部分についてお願いしたいということで、今回追加するものになっております。わかりました。ちなみにレビューというのは、大体どういうことを、
0:14:15	作業として行うでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	基本的にはその内容についてですね、問題がないかっていうところで記載を確認をするんですけども。
0:14:30	でき上がったものに対してですね、
0:14:34	内容の
0:14:36	善し悪しというんでしょうか。その点を確認していくというものになっております。
0:14:42	はい。
0:14:44	わかりました。
0:14:46	ちょっとそのレビューに関する今変更理由ということで三行書いてありますけれども、その許可の方で定めている、
0:14:58	業務や原子力施設に関する要求事項の
0:15:03	レベル。
0:15:05	等に、
0:15:09	はい。そういうそういう例えばレビュー対象となってるような、
0:15:14	物に対する設計の開発に関わる専門家として、
0:15:20	参加して、
0:15:22	もらうためとかですね、そういう、こういうふうにもうちょっと具体的に、
0:15:25	やることを盛り込んでいただいてよろしいでしょうか。
0:15:34	県下福嶋です。資料の方に反映するということでよろしいでしょうか。そうですね。はい。
0:15:41	はい。わかりました。はい。はい。お願いいたします。
0:15:46	はい。そちらを盛り込んでいきたいと思えます。よろしく申し上げます。はい。
0:15:53	他、いかがでしょうか。
0:15:57	はい規制庁の。
0:15:59	けれども、
0:16:04	次のというか、審査会合、
0:16:08	けども、
0:16:09	そこでもうちょっと指摘をしていこうかとは思ってるんですけどね。この今回の変更の申請書を見るとですね、変更の内容と変更の理由を書いてくださいと。これは、
0:16:23	本文事項として、法令で決まってるわけですけども。
0:16:27	その申請書本体のですね、変更の理由が、
0:16:32	もう、
0:16:33	職員を職員等に変更するために変更するんです。
0:16:38	というような理由になってない理由が書いてあって、進めて、補足説明資料で、具体の説明はこう出てくる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:49	ということなんですけども、ここはもうしっかり変更の理由に書いていただきたいんですよ。
0:16:57	申請書の変更の理由に言った方ですけども。
0:17:02	冒頭でも、そのうちのシブヤの方カラー話がありましたけれども、審査をするのは、あくまで申請書に書いてある。
0:17:12	書類を
0:17:15	見てですね、それが基準に適合してるかどうかっていうことを、指図するわけですので、幾ら補足説明で、説明してるからといってもですね、それは、
0:17:28	申請書、あくまで補足するだけでしかなくて、
0:17:32	我々勝負しなきゃならないのは申請書本体ですので、そういう意識を持って、しっかりその申請書、
0:17:39	丁寧に説明をするような、書きぶりに、全体的にもう1回見直して欲しいなと思っています。
0:17:47	よろしいでしょうか。
0:17:53	喧嘩元福島です。今回の申請書を記載が不十分だった点、申し訳ございません。
0:18:01	それで、言われているのはその審査会合の中で、指摘されて補正という形になるということでしょうか。
0:18:14	はい。私はそういうふうに考えています。
0:18:20	理由は書いてあって書いてないのと等しいと思ってますので、ここは確実に補正なんだろうなというふうに考えています。
0:18:32	お伺いをしてください。
0:18:35	すいません。福士原ですので渋谷ですけども、もしですねこの審査会合資料に、例えば別紙の多賀頭が三野する質疑についての原子力関係実現指導施設保安規定の変更別紙とありまして、
0:18:52	あと2ポツのところ仲が指摘した変更の理由が、検証施設等安全審査委員会及び品質保証、補償推進委員会を構成する委員長及び委員、委員の指名対象者を、
0:19:05	職員から職員等に変更するため、もうその変更事由がそのまま。
0:19:11	変更内容はそのまま書かれてるだけになってるのでここをちょっと例えば補正、補正はもう当然あるものとして、補正でどう、
0:19:22	白尾瀬田を直そうとし、しているかということをもしこの資料に表せがあれば今井三瓶ですけど、加来と次のページにちょっともう1番は酒見挟んでいただいて、
0:19:34	ここはこう直しますとかっていうのを
0:19:37	もし示せるのであれば、示していただければと思いますけどもいかがでしょうか。
0:19:45	はい。原価研福島です。はい。今の点。はい、拝承いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	ありました。もし2月4日に審査会合を行うとすると、やっぱりその1週間前。
0:20:00	だから7日後にまでには最終的にこの市場で審査会合行きますというのをいただく必要がありますので、
0:20:10	もし、間に合えばということですけども、修正をお願いします。間に合わないと、最初に言ったように、お伝えしましたように審査会合の中で、
0:20:22	宿題という形でお出して、また溜めて次回その回答をお伺いするというそういう流れになるかと思えますけれども、もし今回の資料に盛り込めるようであれば、入れていただいた方がいいかなという感じはいたします。
0:20:40	はい。原価研福嶋節所、準備いたしますよろしくお願ひいたします。お願ひいたします。はい規制庁の荒川ですけれども、変更の理由についてはですね。
0:20:53	何とか委員会の話だけじゃなくてですね。
0:20:58	NRの記載を追加するっていうところについても、
0:21:02	これもう全く理由になってない気がするんですよ。
0:21:07	これ全体的に理由っていうのは、見直しを図っていただきたいなというふうに思っているんです。
0:21:15	NULを何で今入れるんだっていう話なんだと思うんですよ。その理由が申請書本体で読み取れないようになってる。
0:21:26	というふうに僕感じてるんですけども、ここだけで済む話じゃないと思ってますので、審査会合に間に合わせるとかって、そういう話はないというふうに思っています。
0:21:51	江崎福嶋です。わかりました。はい。その点、今後修正していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
0:22:04	規制庁のシブヤですね先ほどデビューのお話をちょっとお伺いしましたけども、
0:22:12	この変更となる委員会が二つ、原子炉施設等安全審査委員会等、品質保証委員会という二つあるわけですけども、そういうレビュー作業はこの二つの両方の委員会どちらにも、
0:22:28	そういう作業が存在するというそういう理解でよろしいでしょうか。はい。はい原価元福嶋です。はい。言われる通りございます。ただしですね見る内容がそれぞれ別になってるということで
0:22:43	このページの一番下に記載してありますように原子炉施設等安全審査委員会におきましては安全原子炉施設の安全性等に関する事情事項を審議するということで、
0:22:56	この磨き割合が申請する許認可に関するようなものを見ていただくというところと、品質保証推進委員会におきましては、品質マネジメント活動、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:08	に関する事項、大森屋の品質保証のための小容量ですね、こちらについての審議を行うというものになっております。
0:23:20	そちらのレビューを行うものとなっており、レビューはこの審議の一部というそういうことでしょうか。
0:23:27	はい。レビューは自分、
0:23:30	原価研の中で、作ったところでも行うんですけどもこの審議体に置いときますのも、一部としてレビューを行っていると見ていただければと思います。はい。
0:23:41	レビューの結果が審議に反映されるということですね。
0:23:47	そうなります。
0:23:54	がいかがでしょうか。
0:24:05	やっぱりアラカワです特段ないですので、後からでもね、そんなにこれないので、一通り説明をいただいてから必要とでもいいかなと思ってますがいかがでしょうか。
0:24:20	次は第 2 編、Agile全部違うに最後まで聞いてよろしいですか。
0:24:25	はい。岐阜県福嶋です。この後に 3 点続けて説明とさせていただきます。まず第 2 編です。放射線管理ということで、1 ページめぐりまして、
0:24:36	放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加ということですね、こちら、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する記載を追加主体としております。
0:24:47	こちらはですね
0:24:50	保安規定の第 2 編の方に 24 条の 3 のところに入れるとするんですけども記載につきましては、保安規定の審査基準に基づいて定めるとしたいと思います。
0:25:02	こちらが審査基準の方の抜粋としてあるんですけども、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の、
0:25:12	第 11 系の規則第 15 条第 1 項第 9 号の方に記載があります。
0:25:18	そのうちの 8 号になります放射性廃棄物で内壁物の取り扱いに関することについては原子炉施設における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いについて、括弧指示とありまして、
0:25:33	平成 20 年に発信されたものです。保安院の方から出たものになっておりますけども。
0:25:40	それを参考として定められていることというふうな記載になりますね。これに従いたいと思います。
0:25:46	その指示書がその下に記載してありまして、抜粋しとしてあります。題名はちょっと割愛させてもらいまして、その内容としまして、
0:25:56	原子炉施設における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関するガイドラインに従い、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:03	放射性廃棄物でない廃棄物であることを判断し、また適切に取り扱うこととありますのでこの後、ガイドラインに基づいて記載をしていきたいと考えております。
0:26:14	次のページいきまして、そのガイド柳ガイドラインの中にですね、対象とする廃棄物と、管理区域について記載があります。
0:26:24	そちら原価減で、おんなじように区分していきたいと考えておりますけども、まず対象とする廃棄物としまして、
0:26:33	資材等としまして金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチックというところで扱います。物品の方は、工具類等ということで記載していきたいと考えております。
0:26:47	で、管理区域なんですけども管理区域の区分はですね、保安規定の第 2 編第 1 条の方に示してあります。
0:26:56	もともとガイドラインの方には、汚染の恐れがない管理区域という記載があるんですけども。
0:27:03	こちら、保安規定の中では、第二種管理区域がそれに相当しますねその記載いたします。
0:27:09	で、汚染の恐れがある管理区域につきましては、第一種管理区域として取り扱っておりますのでそちらの記載で
0:27:20	今回の追加の部分を示していきたいと考えております。
0:27:24	第 2 編は以上になります次第 3 点となります。
0:27:32	はい。減価元廃棄物処理場の須藤です。第三部についてご説明させていただきます。まず 8 ページでございますが、
0:27:42	変更点の一つ目としまして、第 2 廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止ということでこちら令和 4 年 8 月 29 日に許可を取得しました。
0:27:53	造成地高許可申請書との整合を図るといったものになってございます。
0:27:58	具体的な内容としましては、一番としまして、第 2 廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等ということで、左下にございますように、アスファルト固化装置の下に蒸発処理装置ポツ 2 と液貯槽ポツ 2-2 といった、
0:28:13	貯槽等を含めて使用停止を行うものでございます。これらを今回保安規定に明記するといったところと、
0:28:20	また、第 2 廃棄物処理棟で液体貨物の処理は今後行っていないことから受け入れや処理等に係る記載を削除するものと。
0:28:29	それからもう 1 点、5 回使用する定数提出する設備に関わるセルの負圧警報等ですね、こちらは、*1 はありますように、
0:28:41	セル内の線量が一定の値に達した時にゼロの扉の開閉ができない、できなくなっていたインターロック等になりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:50	いや、セルの扉の、
0:28:54	負圧警報やセルのセルの扉の安全措置に係る記載を削除するものとなっているものでございますと。
0:29:01	現在※2 に書いてありますように、制度内に放射性気体廃棄物は居住されていないといった状態になっておりまして、
0:29:08	今回使用停止を行うことにより、船内の線量が今後上昇することはないと考えてございますと、また、この制度内にはですね、汚染はなく、通常の管理区域としての換気で十分であると。
0:29:21	いったものと考えているものでございます。
0:29:24	続いて 9 ページでございますが、
0:29:28	2、2 番としまして、第 2 廃棄物処理棟で朝、液体廃棄物の処理を停止するといったことを受けまして第 3 廃棄物処理棟でも同じようにですね液体廃棄物の、
0:29:42	ちょうど施設や処理設備がございまして、こちらで受け入れて処理性液体廃棄物の濃度を変更するといったものでございます。
0:29:51	第 3 廃棄物処理棟にも同じような設備がございましてこちらもセメント固化装置といったもの等になりますが、変更前としては、3.7×10 の事情ベクレルパー立方センチメートル未満のものを対象としてございましたが、
0:30:05	変更後としてはですね 1 桁繰り上げて 3.7 掛け 10 の三条ベクレルパー立方センチメートル未満のもの、処理対象として扱うといったこと。
0:30:15	を記載したものでございますと、それから③番としまして液体技術のレベル区分自体の変更ということで、液体貨物の区分を見直したものでございますと。
0:30:25	変更前の液体劇物未満、BはBⅡとございまして、上限がですね、PⅡの 3.7×10 の工場。
0:30:34	でしたが、これらを変更しまして、北井記述未満とAについては変わらず、敵対記述BはBツーB区分とまとめまして、3.7×10-3 乗上限こちら第 3 廃棄物処理棟で扱うべき退役物の上限を、こちらの上限に設定すると。
0:30:52	いった変更を行うものでございます。
0:30:55	続いて 10 ページでございますが、
0:31:00	二つ目としましてオファー季節に関わる変更ということで、まず 1 点目ですが保管能力の明確化ということで、一部の簡易施設ということで米印がついてございますが、岡駅施設LM案。
0:31:15	M2、それからNLといった半地下ピットですね。
0:31:18	これらの保管能力について住宅はですねまとめてですね、約 7 万 3、7 万 6350 本と。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:26	記載してございましたが、新規規制基準対応を行っていく中でですねその中の安全評価を行っていく中で保管能力をそれぞれに割り振って明確化したと。
0:31:36	いったものでございますので、許可との整合を図って保安規定についても今回明確を行ったものでございます。
0:31:46	それから二つ目としまして解体分別保管棟とか、施設エネルギーで保管する相木物パッケージ%こちらドラム缶等になりますが、含まれる特定核燃料物質の量の明確化ということで、
0:31:59	舞妓理由としましては、
0:32:02	これ、炉規法の施行令第 33 メール防護対象特定核燃料物質の推移を超えないよう、
0:32:11	管理して施設について最大保管量を明確化するといったものでございます。
0:32:16	こちら管理としましては当該数量を超えないようにするため、こちら現状でも行っているものでございますが廃棄物パッケージ等の発生施設からの帳票を元にですね、
0:32:28	特定核燃料物質の数量ですね、収支管理ということで物量の管理の方を行っているものでございます。
0:32:35	BPO第 9-2 に、それぞれですね、施設ごとということで解体分別保管棟NLそれぞれの最大保管量を示しているものでございます。今回の保安規定の改正点については以上となります。
0:32:52	はい、ありがとうございました。
0:32:55	ちょっとNRからお伺いしたかな。
0:33:02	NRについては基本的には保安院が制定したものを、概ねそのままガイドライン通りに、
0:33:13	コピーというのが写しとってきてるかという証明を取ってきてるのかなという印象でしたけども。
0:33:21	大体同じなんですかそれとも何か、ここは違うよという箇所はあるんでしょうか。
0:33:31	はい。県下県福嶋です。基本的には同じ内容等させていただいてるんですけど。
0:33:38	一部ですね言葉が専門的な記載がありましたので、その部分だけ簡易な記載にさせていただいたという部分がございます。
0:33:49	そこはどこかといいますと
0:33:55	うん。
0:33:58	新旧対照表、
0:34:14	あ、
0:34:15	あそれは、
0:34:18	審査基準。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:21	部長。
0:34:24	大体 2 年。
0:34:26	毎年、
0:34:52	申し訳ありません原価研福島です。保安規定の記載この部分ちょっと飛んで申し訳ないんですけども、記載しております、
0:35:07	ここにですね、第一種管理区域の記載が資材等に行っておりますものと物品によりますものを記載あるんですけども。
0:35:16	ここにですね信頼性を高める観点から適切な方法により念のための放射性測定評価を行うというふうに記載あるんですけども、そのうちの部分ですね。
0:35:30	汚染がないことを確認するっていう形で簡単な記載にはさせていただいてるんですけども。
0:35:37	もともともう少し専門的な記載がされていたところになります。ただしですね、その部分は、下部規定を作る際、明日定めましてその中でしっかりと見ていきたいと考えております。
0:35:53	はい。ご説明ありがとうございました。
0:35:56	そうですね。
0:36:00	少なくともそうですね今おっしゃった下部規定で、
0:36:03	つかないよ、こういうことの、
0:36:06	防災は、定めてそれを重視していくんだということについてはどっかに記載が必要かと思しますので、
0:36:16	申請書にですね、その記載を、適切な場所に入れるようにしてください。改造見ると、
0:36:30	わずかな、
0:36:31	基本的に適切に何々っていう。
0:36:35	言葉が多くて、
0:36:43	別な、
0:36:44	例として例えば適切な汚染防止対策の例として、例えば汚染の恐れのある区域とおっしゃれない区域を壁等によって、
0:36:53	区域を確保することとかですね、いっぱい例が出ていて、C0 なのでこうなんですかね、ガイドラインの方では適切な何々をしろという言い方をしている、すべての、
0:37:06	施設の状況に応じて、この例のようなことをす、定めて、しっかり運用していきなさいっていうのがこのガイドラインの言っている趣旨だと。
0:37:19	と思いますので、やっぱりですねどういことを、
0:37:26	定めようとしているのかっていうことについてまでは申請書には書く必要はないんですけども、この審査会合等での、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	御説明としては、
0:37:38	お伺いする必要があるかなというふうに考えております。
0:37:45	例えば路線がないことの判断。
0:37:49	そういうのはゴトウの文章だと、測定結果理論検出限界曲線の、検出限界値には、
0:37:58	やることを確認するという書き方になってるんですけども、この、なんかな、申請書の方からはその表現は削除したってことなんですけども、その下部規定の方では、どういう判断基準、汚染がないことの判断基準の、
0:38:16	ボーダーラインですかねというふうに設定しようと。
0:38:20	考えられてるんでしょうか。
0:38:23	元寛福嶋です。その点はですね、本規程上は記載は簡易なものとするんですけども、ガイドラインの定めを変えるつもりはなくてですね、その部分はしっかりと、下部規定で同じような記載で、
0:38:39	守るような仕組みを作りたいというものになっております。
0:38:45	そうすると例えば
0:38:47	何平方センチメートル当たり何ベクレルとかそういう書き方じゃなくてこの件検出限界値になってそういうそのまま書き方をしようとされているっていうそういう理解でよろしいですか。
0:38:59	何か玄福嶋です。はい。その部分はですね第一種管理区域に関するものについてはその通り対応したいと考えております。
0:39:10	はい。
0:39:14	社民この神経の時に、ONRに関してですけども、
0:39:20	他の、
0:39:23	チケットに自動車とか施設、
0:39:26	それらの審査で、どういうのを見ているかっていうことについて何かこう調べたりとか確認とかそういうことはされましたでしょうか。
0:39:39	原価現福嶋です。はい機構内、他の事業所におきましてですね、どのような記載をしているかとかいうところを確認しまして、
0:39:50	進めてきました。
0:39:55	私は今東北電力さんの東通現職発電所の放射性廃棄物でない廃棄物括弧MRの適用について、9名。
0:40:07	ちょっと似てるんですけども、やっぱりその申請の時の説明として、うん。例を挙げると、
0:40:15	各管理区域部における他の放射性物質に汚染されたもの及び汚染の恐れが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:22	恐れのあるものと混在しないこと措置っていう、また1例ですけども、それを見ると、恐れ汚染の恐れのない管理区域については、NR対象物以下混在しないように区画する。
0:40:35	NR対象物であることがわかるように所定の表示をすると、女性の恐れのある方の管理定期については、
0:40:41	NR対象物以外が混在しないように養生及び、区画する区画内に立ち入る場合は靴機械及びゴム手袋を着用、または米軍底を測定し、汚染がないことを確認すると。
0:40:56	NR対象物であることがわかるように所定の表示をすとかですね、そんなに、
0:41:01	細かく、細かく何かそんなに何項目何項目もあるわけじゃないんですけども、やっぱり適切に何とかしなさいってことについては、こうしますよっていうですね、それを
0:41:12	簡単な表にして、つけて、説明をしていただいているようで、大体、
0:41:22	ちょっとこれぐらいの内容はですね確認させていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:41:34	筧福嶋です。申し訳ありません。そちら審査会合のときということでしょうか。
0:41:40	どうですかね審査会合。
0:41:45	資料としてあればいいですか。
0:41:52	また、まとめ資料でセットですので、はい。補正。
0:41:58	までに作っていただきたいんですね。はい。福嶋です。承知承知いたしました。はい。
0:42:07	よろしくお願いします。
0:42:13	規制庁の荒川ですけども。
0:42:17	いいですか。田中ですけどいいですか。はい。今のNRの話ですけども、非常に私、適切にっていうのはすごく気になっていて、
0:42:27	特に第1種、管理区域にあるものもですね、物によってはNRにできると、じゃあどうやってね、汚染コンタミしないようにするのかって、
0:42:41	これ相当しっかり見ておかなきゃならないような話だと思うんですよ。本当に細かい話については、下部規定で、
0:42:51	定めればいいと思うんですけども、保安規定本体の方にはね、
0:43:01	汚染しないような措置。
0:43:04	その適切になっていう基本的な考え方みたいなもの、そういうのは書いといてもいいんじゃないか。
0:43:13	いうふうに思うところもあるんですよ。そこら辺は少しね、審査会合の場で議論してもいいんじゃないのかなと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:22	今の時点で、まとめ資料でいいですよっていうのは、ちょっと約束はできないかなと思っています。
0:43:33	経過県福島です。承知いたしました。審査会合の場ですね、そのような質問等があるということで、私たちの方も準備して参りたいと思います回答できるように準備いたします。
0:43:52	お金お願いします。
0:43:55	規制庁白井ですけども、先ほど変更の目的理由という話がありましたけれども、こちらはやはりバックエンド措置が進んでいく中で、やはり解体に関する、
0:44:08	廃棄物とか、そういうものが、今後今までよりも多くの量が出てくると予想されるので、そういう状況を、
0:44:19	見越したっていか踏まえた、備えるための変更。
0:44:24	このタイミングでやっていこうというそういう状況なんでしょうか。
0:44:32	原価研福島です。はい。前回のヒアリングでも言いました通りというような状況でございます。これからですね、廃止措置進めるためにはどうしても、
0:44:44	MRで対応する部分は必要になりますので、このタイムでやらせていただきたいと考えております。わかりました大切なことだと思いますので、理由としても正しいと思いますのでしっかり。
0:45:00	そういうことも記載して説明をいただいて、ければと思いますのでよろしくお願いたします。
0:45:09	最初指針承知いたしました。またちょっとスライドに、
0:45:16	どうも。
0:45:19	6 ページの第一種管理区域第二種管理区域っていう言葉自体はもう昔から、
0:45:28	あって、
0:45:34	この恐れ押せ押せ乗せがあるないっていうのを当てはめると、ちょっとちょうど赤は0っていうのがこの右向きの矢印の意味っていうそういうことでしょうか。
0:45:47	三明福島ですはいその通りでございます。わかりました。
0:45:52	何かこう、赤文字で下にラインが引かれてると何かこれが、新しく何か設定された内容かなってちょっと何となく思ってしまうんですけどそう、そういうわけではないんですね。
0:46:03	はい。そう。そうです。前からあるものになります。はい、わかりました。
0:46:22	ちょっと細かいんですけども、
0:46:25	第一種管理区域のところに、現時点において使用利益キーの記録等が適切に管理されてない物品という記載がないように思えるんですけども、そういう時には、
0:46:39	現時点で存在しないっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:46:54	県管福島です。現時点でという言葉自体は今、ここに入ってないんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:04	の出し使用履歴の記録等が適切に管理されてない物品についてはということで です。同じ内容を記載させていただいてるというものになっております。
0:47:14	私が、
0:47:20	私ちょっともう一度確認をさせていただきます。
0:47:24	そう記載されてない部分があることも想定しているしその記載がありますって いうそういう理解でよろしいですか。はい。その通りでございます。ありました。私の見 落としかもしれないですね。
0:47:37	うん。
0:47:48	あと、木場区長の、
0:48:11	許可との対応なんですけれども、
0:48:17	ふうん。
0:48:25	だいたい許可との対応の二瓶のところなんですけれども、の1ページですけれ ども、
0:48:35	この説明のところです。不さきの通り許可に記載があり、保安規定の要求事項を明確 にする。
0:48:44	ということなんですけれども。
0:48:47	このさき先の通りってというのは、どの部分を指してるんでしょうか。
0:48:55	元算福島です。それはですね、許可申請書のアンダーラインを引いた部分にです ね。
0:49:05	要求時要求事項をして
0:49:10	業務、原子炉施設に関連する、法令基礎規制の要求事項ということで記載があり ます。今回ですね、審査基準の方に
0:49:22	このONRについて定めなさいということにありますのでこちらの部分を要求時方、
0:49:29	が、その先の通りというような記載というふうに見ていただければと思います。
0:49:34	わかりました。
0:49:36	それは減額点の中で先に、申請した部署等が、もうそのような方向で、申請書を 構成したっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:49:54	ここ原価契約します。今回ですね要求事項をさして説明しているのはちょっと他で ちょっと確認できなかったものですから今回、このような説明とさせていただきます た。
0:50:12	はい、わかりました。
0:50:14	本当ですか。
0:50:17	チーム力に該当する記載はないっていう。
0:50:28	もうどうぞ、許可に該当する記載はない。
0:50:32	かえって説明しているところがある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:35	どこだ。
0:50:37	あれは永吉川井です。そうです。ちょっと今聞こえたかもしれませんが、穴井の使用施設では、許可に該当するところはないと書いてそういう説明をしているということですからけれども。
0:50:54	すごいですかね。はい。その設定の説明はそれで結構ですが承知いたしました。許可整合する説明。そうですよね。まだまだ何かあった方がいいっていう感じはしますけどね。
0:51:11	はい。
0:51:22	じゃあ、第3項参ります。第3点ですからけれども、
0:51:31	スライド早急、9ページをお願いします。
0:51:38	やっぱり目につきますのはやっぱり変更後の方が濃度が上がるってということなんですけども、おそらくこれは他の時に、その安全性とかについて、もうかなり議論が、
0:51:53	出されているのであれば、
0:51:56	また同様のレベルで審査する、異存おなじ審査をするっていう必要はないかと思ってるんですけども、許可の時に、例えばどういう議論が、
0:52:08	あったりとか、性によってどういう対策をとって、認可されたとか何かそういう、何か経緯的なものをご説明いただくことができますでしょうし。
0:52:22	はい。原価検証以上のスドウです。こちらにつきましては1桁上げたことによる遮へいが必要かどうかの遮へい計算と、それから添付書類10の方ですね、事故時評価ということで、
0:52:37	放射性物質が落ちたときの評価等を行って、特段追加の対策は必要ないということで説明をしているものになります。
0:52:47	ありがとうございます遮へいというのは、従事者に対する被ばくを心配して、
0:52:53	の計算っていうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:53:00	原価減処理損スドウS、A+
0:53:03	おっしゃる通りになりまして放射線業務従事者に対して被ばく追加の遮へい対策は必要ないといったものになります。
0:53:12	多分、必ずここ聞かれると思うので、ちょっと
0:53:18	今おっしゃったような許可の時に、こういう確認をして
0:53:23	大丈夫だというそういう許可をもらっていて、今回はその許可等と整合してるんですよという何か説明のスライドを1枚入れていただくことはできますでしょうか。
0:53:37	院長元処理場の都度で承知しましたでしたらそちらの内容がわかるようなものを追加させていただきます。はい。お願いします。
0:53:49	は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:57	さん、何かこう、安全性は確認されてんですけども、何か運用上何か、
0:54:05	新しい事項が追加されたとかですね、何か手順が変わったとかそういうことは何かないんでしょうか。
0:54:14	現金処理をスドウです。
0:54:19	通常の運転においても扱うのが1桁上がりますが特に手順等や運用等が変わるもの、その他の運用が変わるものではないということで、特段、
0:54:30	本件に対しては何らか追加の対応等を行うものではないといったことを確認しているものになります。わかりましたじゃ水土居でしてそういう運用面においても特に変更は、
0:54:44	ないというようなこともちょっと追加的な説明として記載いただけますでしょうか。
0:54:53	検討検証異常図を裂傷しましたそちらも一文追加させていただきます。はい。よろしく願いいたします。
0:55:10	はい。あとはいかがでしょう。
0:55:21	は、
0:55:28	だから、
0:55:29	もう、
0:55:50	全体じゃ規制庁シマムラですけども、最後の10ページで、
0:56:06	前回からこの変更理由のところを、
0:56:10	記載いただいたんですけども、今回変更するのは、
0:56:18	特にこの炉規法関係の法律が何か変更されたからという、そういう理由ではなくて原価県毎の
0:56:33	事情で
0:56:36	今回変更されるというそういう理解でよろしかったでしょうか。
0:56:41	はい。原課研修所の須藤です。はい、おっしゃる通りでございます法律等の変更に関わるものではなく我々の内部の中での整理になります。
0:56:53	はい。わかります。それからですねもう1点なんですけど、今回放映変えるのがこの2施設なんですけれども。
0:57:07	この2施設以外は、
0:57:10	これはあれ、核物質防護規定か何かですすでに管理をされてるといいうそういう理解でよろしかったでしょうか。
0:57:22	原課研修所の須藤ですおっしゃる通りで核物質防護規定上で管理の方向っております。
0:58:10	あと規制としてぐらいですけども、申請書の最後に、土地、チーズっていうか建物の図面が出ていて、何か赤い、
0:58:20	このマークで何か変更で示されたんですけど、ちょっとその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:25	見方を説明していただけますでしょうか。はい。
0:58:32	原子力機構木下でございます。
0:58:37	見方ですねちょっと拡大をさせていただいた方がよろしいかなと思うけれども。
0:58:50	はい。主は申請書。
0:58:54	はい。変更点ですねまず一つ目の赤い雲マークの右側のところでございますけれども、こちらですね、セルの名称が従前記載から記載されておるものでございました。
0:59:09	で、次、以前はですねこの赤井君マークのところこのコンクリート躯体で、大きく長い、端的、この説明ですと、図面ですと縦長の。
0:59:21	戸田ですねこれ廃棄物処理セルという名前一つの名前でございました。ただですねこれ実はセルの躯体としては、一つの部屋なんですけども。
0:59:32	汚染拡大防止のために真ん中に間仕切りが入っておりまして、保安規定の中でも負圧維持とかの警報値そうですね。
0:59:42	警報も二つの廃棄物処理セルカッコ処理室という部屋等の負圧と廃棄物処理つか封入し二つの部屋で、別々の警報が鳴るように、
0:59:55	なっておりますで今回、それを明確化するためにセルをこのような、二つに線を、真ん中に線を入れまして記載を二つに分けたものでございます。あと左側の方の雲マーク、二つ、左上と右、左下のところの雲マークでございますけれども。
1:00:15	こちらの方放射性物資を取り扱う設備ではないんですけれども、いわゆるそのアスファルト固化体を今回あそこ装置を使用停止してございますけれども。
1:00:28	アスファルト固化体を作る際に、
1:00:31	アスファルトを充填したドラム缶の上の空隙、隙間の部分に、コンクリート出せた遮へいのためのコンクリート打設しておりました。その時の、
1:00:43	に関連するセメントの骨材置き場ですとか、コンクリートのミキサーですね、そちらのいわゆるコールド設備が保安規定上ずれに載ってございましたので今回アスファルト固化装置の使用停止に
1:00:58	かかる設備ということで図面の中から削除したものでございます。説明は以上になります。
1:01:05	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。そのコンクリートミキサー。
1:01:12	しないとかそういうものがなくなったわけ、撤去されたわけではないんですけども、次、何かこの、
1:01:21	ほか他、うん。
1:01:24	の、業業務に使われなくなったので、ちょっと書きをしたってそういう理解でよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:33	はい。その通りになります。臨床企業者ですその通りでございます。はい。渋谷ですけども、あと上野。
1:01:41	部屋を二つにというのは、その間仕切りというのが、その気圧差。
1:01:49	変えられるほど、変えられるっていうかを、この気密性をある程度有する。
1:01:55	このしっかり、しっかりした境目というそういう理解でよろしいですか。
1:02:00	はいその通り 8000 列の板で区切ってあるようなものでございます。
1:02:09	店でその間で区切って、
1:02:11	隙間も何か梅木あるってことでしょうか。はい。隙間といいますかはこの帰せる間を移動させるときのポートとか機密性のあるポートで仕切ってやる形になります。
1:02:30	はい、ありがとうございます。はい。
1:02:39	同様にした質問としては、100 万ですけれども、
1:02:44	規制庁の荒川です。
1:02:47	はいお願いします。
1:02:48	はい。衛藤。今ちょうど見せてもらって今議論していただいていたところなんですけど、セルの間に、そのステンレスのこの壁みたいなのが、
1:02:59	これ昔からあったってことなんですか。はい既設建設時よりあります。
1:03:06	これが保安規定上うまく反映されてなかったってことなんですか。
1:03:18	黄色に、
1:03:21	はい。原子力事業者でございますセルという、その吸い込んごとの遮へい性能を持つ 2 人としては、この二つの部屋が一つという扱いで今まで申請書が記載されてたものでございます。
1:03:37	申請書っていうのは、何のこと言ってます保安規定ですか。保安規定になります。
1:03:46	上位の許可はどうなってんでしょう。
1:04:05	原子力機構木下でございます。許可の図面としてはこのセルはコンクリートセルということで一つの部屋になってございます。
1:04:17	許可制行動考えられてるんでしょうか。
1:05:05	アラカワですけど、今、局にすぐ答えただかなくても結構ですよ。やっぱりねなんで、今こうな。
1:05:19	単独なってるん変えるのかっていうところにあるかと思っていて。そうするとやっぱり、潮位のね許可からどうなってるのか、そこの整合がとれてるのか。
1:05:30	でね、壁があるなしはよくわからないですけども、安全確保上これ、壁を見とかないとね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	良くない表カーっていうのも、出てきてしまうようなことがあるのであれば、それはその許可の段階から見ておく必要があるし、それ全然関係ないというのであれば、
1:05:55	許可はまだ要らないのかもしれないけど、その保安規定だけここに壁が
1:06:03	存在するような、
1:06:05	1人になってるのはちょっと。
1:06:07	どっかでやっぱりした患者様な気がするので、少し整理していただければなと思うんですけど。
1:06:14	先ほど、
1:06:18	はい、技術助教木下でございますはいちょっとその点、整理させていただきたいと思います。
1:06:24	お願いします。
1:06:26	藤。そうですね。もう一つだけ僕、最後にとっと思ったんですけども。
1:06:32	パワーポイントの方の10ページを見ていただいて、
1:06:41	先ほど下村の方からも少し議論させていただいたところですけど、
1:06:48	うん。
1:06:58	はい。
1:06:59	庄村の方からその右っかわの話をしてたかと思ってんですけど、私左っかわの話で、これ施設ごとに、その保管能力を、
1:07:10	明確化しましたところ別にこう開きましたっていうことなんですけど。
1:07:15	これやっぱり、何でこう個別に書くことにしたんでしょうか。
1:07:31	原価減少以上のスドウです。こちらにつきまして今許可上ですね厳封書類8かな。
1:07:40	地震等の評価において、これらそれぞれの保管量をもっと関するような上限をもとに計算等を行っておりますので、やはり明確にすべきかなと考えまして今回、
1:07:54	変えて行うものと考えております。
1:08:04	青、
1:08:13	はい、アラカワですけども。
1:08:16	有賀ですけども聞こえてます。
1:08:19	はい。聞こえております。あと、一応補足なんですけど核燃料物質使用施設の方ではこれらが明確になってるので、
1:08:27	いつかは合わせようとは思っておりましたが、早い方がいいかなと思ひまして、今回改定に至った次第でございます。はい。
1:08:37	すみません、若干原価研の方からの説明は聞こえなかったんですけど、結局ね、施設ごとに廃棄物の量を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:49	上限設けながら、
1:08:53	これ、邪推ですけど、被ばくの評価とかするとね、やっぱりもたないところが出てくるから、個別の施設ごとに上限を設けて、
1:09:05	評価をしているので、しっかりとその上限を超えないように、管理するために、保安規定にちゃんと書き込んだ。
1:09:16	そういう理解でよろしいですか。
1:09:22	廃棄物失礼します原価検証 4 スドウです。おっしゃる通りで各、
1:09:29	個別に助言をしっかりと定めたいといったところがありまして
1:09:35	記載したものでございます。
1:09:40	わかりました。そこら辺ね、もう少し、しっかり書いて欲しいんです。許可で明確化したから、明確化するじゃなくてね。
1:09:50	許可は何でそんなことをしなきゃならなかったのか。
1:09:53	それをしっかりと守るために、上限を守るために保安規定の方でも、書き込んだんです。そういうところまで書き込んでいただければなと思います。
1:10:04	原価減少以上のスドウです。承知しました。コメントの方ありがとうございますそのように対応させていただきます。
1:10:13	はい。よろしく願います。そういったことを踏まえてですね、私の方から最初の方に申し上げましたけども、
1:10:24	本規定の変更申請の頭の方ですね本文記載事項ですけれども、変更の理由っていうのは、そういったことを踏まえて、もう少し丁寧に、
1:10:35	全体見直しいただいてですね、書いて欲しいっていう趣旨であります。それでね、私は、
1:10:46	この後、審査会合がありますけれども、そこに間に合うのであれば、こんなふうに考えていますっていうのを、
1:10:57	ご紹介していただいてもいいですし、別の会でね、またやるっていうのもあるかと思えますけど、そこは時間が許せば、入れていただくというのは、全然私は、
1:11:11	否定するものじゃないですので、頑張ってくださいねと思います。
1:11:18	印可減少以上スドウです。間に合うように対応させていただきたいと思えます。よろしく願います。
1:11:26	はい。
1:11:27	あと、生産資材ですけども、先ほどSSSの評価書をちょっといただいたので、それもちょっと簡単に説明いただけますでしょうか。
1:12:08	家金か元福島です。それでは頭からですね説明させていただきたいと思えます。
1:12:17	今回前回まではですね、1編と2編、そして3編ということで二部構成とさせていただいたんですけども、今回一つにまとめました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:27	頭から説明します。表題はそのままとしまして、その下ですね原価県の減少施設保安規定の変更認可申請ということで、
1:12:39	発信版を記載させております。核セキュリティ及び保障措置への影響有無について確認した結果が以下の通りということになります。
1:12:50	まず、申請の概要としまして第 1 編総則におきましては、研修施設等々、安全審査委員会及び送付状推進委員会を構成する院長及び委員の、
1:13:01	締め対象を変更するとしております。
1:13:05	第 2 編では原子力科学研究所における放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加すると。そしてまたですね、2 編の表の方に少し、第 3 編の記載があります。
1:13:18	それを示したものとしましてまたのところでは第 3 編の変更と関連するアスファルト固化装置等の使用停止に伴う、液体廃棄物のレベル区分の変更を行うことから、
1:13:30	その内容については第 3 編で影響の有無を確認するとしまして第 3 定で見ることになりました。
1:13:38	両括弧 3 です。第 3 編廃棄物処理事務所の管理ということで、今回の変更、2 点ありますのでそれぞれの記載は堀岡河内両括弧 2 として入れております。
1:13:49	各地へアスファルト固化装置等の使用停止に伴う、記載の削除、液体廃棄物のレベル区分の変更としまして、
1:13:58	放射性廃棄物処理場の第 2 廃棄物処理投入のうち、液体廃棄物の処理を行う。
1:14:05	アスファルト固化装置及び蒸発処理装置、に挙げ気体廃棄物の貯蔵を行う廃液貯槽、2-2 について、
1:14:15	施設、設備の合理化のため紙を提出することとした。これにより、使用停止を明確するとともに、おかせると及び濃縮セルの負圧維持管理の場外及び、
1:14:27	説得や安全装置のを作動する設定対象からの除外を行うと。
1:14:32	一方これらの設備の処理に対し、貯蔵対象であって、放射性物質の濃度が高い液体廃棄物の一部については、第 3 廃棄物処理棟で代替して処理貯蔵することから、
1:14:46	第 3 廃棄物処理棟において取り扱う、液体廃棄物の放射性物質の濃度の上限の変更を行うと。また第 3 廃棄物処理棟で取り扱う、液体物の廃棄物の放射性物質の濃度上限に合わせて、液体廃棄物のレベル。
1:15:03	区分の変更を行うと。
1:15:06	片括弧 2 としましては解体分別保管棟及び保管廃棄施設NLにおいて管理する特定核燃料物質の量の明確化としまして、
1:15:18	解体分別保管棟及び保管廃棄施設NLで保管する廃棄物パッケージ等に含まれる。
1:15:26	特定放射性、特定核燃料物質の量を明確化とします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:33	2 ポツで核セキュリティ及び保障措置への影響を評価はしております。
1:15:39	表(1)第1編総則について記載しております、まず方がこっちで、核セキュリティに関して評価した結果、営業なしとしております。
1:15:50	その内容、評価項目①②とありまして、
1:15:53	保護対象の追加等の有無ということで、今回の変更は損が4でもありましたように、委員の指名対象者の変更を行うもので
1:16:05	防護措置を必要となる設備の追加等はないということで、
1:16:09	影響なしとしております。②、侵入防止対策に係る性能への影響としまして、
1:16:16	この内容につきましても委員の指名対象者変更によるものですので、
1:16:22	侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさないとしましてなしと、提供なしとしております。
1:16:30	方が国補償措置の方の影響ですけどもこちらもしと評価しております。
1:16:36	その内容につきましてもまず①で設計情報質問票、DI級への影響の有無ということで、
1:16:45	こちらの支援内容につきましても同じように
1:16:49	委員の指名対策の変更を行うものですので設計情報質問票への影響なしということで、影響なしです。
1:16:58	②で、査察機器の移設、または新設Ⅱの設置の有無、こちらも同じような内容になりますので、そのような新設を新設を必要としないとしておりますので影響なしです。
1:17:14	③でサイト内建物報告の観点から恒久的な建物構築物の新設の有無ということで、
1:17:22	今回の申請に伴いましてこのような新設はありませんので影響なしです。
1:17:28	④で既存の査察実施方針への影響の有無ということで、
1:17:33	こちらもし委員の指名対象者の変更に対応に関するものでありますので、既存の査察実施方針への影響はありません。
1:17:42	⑤で減少、規制検証等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の云々であります、今回も、今回につきまして計量管理規定の記載に変更はありませんので影響なしです。
1:17:59	続きまして第2編の放射線科についての営業部結果になります。
1:18:07	片括弧1核セキュリティの方では影響なしと評価しております。
1:18:13	その内容ですね、先ほどと同じようなところですので①②で紹介させていただきますけれども、①につきまして
1:18:22	放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加するもので、防護措置が必要になる設備の追加等はありませんので影響なしです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:31	②では同じくですねこのNRの追加ということになります。収入防止対策に係る性能について提供を及ぼさないということで影響なしとしております。
1:18:44	また過去に交渉する保障措置につきましての評価結果費影響なしとしておりますけれども、こちら①におきまして
1:18:54	今回の申請ですすねDIPに影響を与えるものではないということで影響なしとしております。②の方法でもですね。
1:19:05	その内容で追加するような新設のことはないということで影響なしとしております。
1:19:14	③におきまして
1:19:17	今回の申請で恒久的な建物構築物の新設はないということで影響なしとしております。④におきまして査察の実施方針に影響を与えるものでありませんので、
1:19:30	影響なしとしております。
1:19:32	⑤ですすね、計量管理規定の記載にも変更与えませんので影響なしとしております。
1:19:39	それでは三瓶の方は処理場の方から説明いたします。
1:19:48	廃棄物原価元廃棄物処理場スドウです。引き続き第3点についてご説明させていただきますページ4ページでございますが片括弧1番核セキュリティについては影響ありと評価してございますこちら前回のコメントいただいた後に見直しを行ったもので、
1:20:05	記載としては一番の防護対象の追加し、②番の侵入防止対策同じような記載となっておりますと。
1:20:13	まず1点目としましてアスファルト固化装置等の使用停止の話についてですが、
1:20:20	親経営について関わってくる第2廃棄物処理棟第三期分処理等はいずれもですね核物質防護対象ではないといったことから、低角セキュリティへの影響はなしと評価しているものでございますと。
1:20:33	それから、両括弧2番としまして解体分別と保管施設NLの管理する特定核燃料物質の量の明確化についてですが、このうちの外気施設NLにつきましては核物質防護対象施設がないといったことから同様に、影響なしと評価してのものとございます。
1:20:51	一方解体分別保管等につきましては、下、現行、今回の保安規定に関わる経営管理の数値の記載に関わるものにつきましては核セキュリティへの影響はないと。
1:21:04	なってございますが、そこで明確化された特定核燃料物質の量に基づく防護措置の見直しを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:11	将来的に行う場合に当たっては核セキュリティの影響はありとなると考えているものでございますよって両括弧1番は、ただし、両括弧に話していたりといった評価となっているものでございます。
1:21:25	片括弧2番の保障措置につきましては第1編第2編と同様にですね、内容的には同じようなもので、今回の処理場の改定内容につきまして影響あるものではないと評価しているものでございます。
1:21:39	続きまして5ページになりますが、3ポツ評価結果ということで全体の話ですが、今回の変更認可申請を受けて第1編第2につきましては各セキュリティ表彰装置いずれも影響しない。
1:21:52	ただし、最三瓶について各セキュリティに影響するということを確認したといったところでまとめているものでございます。
1:22:00	警察の資料については以上となります。
1:22:03	はい。ご説明ありがとうございました。
1:22:06	すいません私がよくわかってないんですけどこの後はこれを庁内で共有して、あとは各館部門と、
1:22:14	打ち合わせしてくださいってことです。
1:22:20	ユリティ分ですかね、適切な部門と我々と学生Officer部門に情報共有して、これありという方法があったので、お話をしてくださいってそういう感じです。
1:22:30	なんじゃないですか。
1:22:33	このこの評価書について、もうこれすることはない。
1:22:39	そうですね。そう。
1:22:41	これ、ここまでの記載でいいかと思うんですね。
1:22:45	影響あるという、潜在的にあるわけですよ。
1:22:54	とりあえず、今日、庁内で共有して、何か言われたら、
1:23:02	等というのは、はい。とりあえずご提出いただいた通りで庁内で情報共有をさせていただきたいと思います。
1:23:15	内容としては以上ですけどちょっとあと感想なんですけども、ちょっといいですか。はい。荒川ですけど。はい。
1:23:23	SSSの話ですけども。はい。これちょっと一つだけ確認なんですけども、第1点のところで、職員等にされたじゃないですか。
1:23:34	職員以外の職員の方ですね、が、安全何とか委員会とかにご参画されるいうことができるということなんですけども。
1:23:45	この安全何とか委員かいいとカーで取り扱うね、物については、
1:23:52	ほんのおそらくそのPP情報とかも含んだ形の書類とかを見るような形になるかと思うんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:00	職員以外の方が一JA原価県としてね、取り扱うことができる、それは問題ないですか。
1:24:12	原価県福嶋です。原価形の中で勤めるものですね、PPに関連するものを取り扱うものについては、教育等を行うことになっておりますので、その点は問題ないかと考えております。
1:24:26	わかりました。根井、これは今のフォーマットだと、なかなかこれ表現できないもののだと思ってるんですよ。特にね注目点が、
1:24:38	ハードの花Cに寄ってるというふうに僕見てるので、今言ったようなことは、この欄の中にね、書けないと思ってるんですけども。
1:24:50	可能であるならば、その1辺の核セキュリティのこの枠の下、
1:24:57	んところにもね、職員以外っていうのが、委員会に参画するけれども、TPPを扱うものについてはね。
1:25:10	別途、教育なりをするので、PP取り扱う上では問題がないとかね。今ご説明のあったような話を、
1:25:22	書いといていただけるとすごくありがたいですよ。しっかりその原価計算みてるなっていう印象も、みんな受けてくれると思うので、その点は可能ですかね。
1:25:34	県下県福嶋です。承知しました。そのような記載し、追加してですね提出するようにしたいと考えます。はい。よろしくお願いいたします。いえ。本当にありがとうございます。はい。
1:25:49	あといかがでしょうか。
1:25:54	ちょっと感想として言いかけたんですけども、今回、第1点と、第1点の変更、第2点の変更と財産保険の方ということで、申請いただいているんですけども。
1:26:07	先ほど説明があったように、NRの話がやっぱり第1編にも一部できたり、
1:26:13	まだ
1:26:15	明日起こる話が第2編にも一部出てきたりというのはあるので、まだそういう意味で言うと、第1編の変更と第2編の第3編の変更っていう三つの、
1:26:25	嫌いがあるってよりは、変更箇所が四つある。
1:26:29	てっていう方が何か自然な感じもしたんですけども、またそこを多分直していただくと、全体的な街改変になってしまうので、ちょっとそれはまあいいんですけども、ちょっと今後検討いただきたいってことと、
1:26:42	あとこの技術つき審査基準とか、許可との整合の表を見ていて、左右で対照してみようとするんですけども。
1:26:53	対象先が何ページか先にあたりとかしてですねパツと見て左右にこう並んでないっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:01	というのが、それもちょっとやっぱりその辺を跨って出てくるものがあるとか、いろいろ理由はあるかと思うんですけども、ちょっと何か。
1:27:10	かっこいいって情報が頭に入ってますから、ちょっとわかりにくいので、ただ、今、審査会合に向けて、そちらの資料の方の修正の方が、中を要するかと思うので特にリクエストはいたしませんけれども、
1:27:25	ちょっとその辺、今後資料作成されるときに、
1:27:29	ご留意いただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:27:34	はい、承知いたしました。
1:27:37	が多分、全部直し切れないと思うんですけども、大、2月の7日あたり、1週間はですね7日までに直せたところでお出しいただいてそれで審査会合を迎えるっていうそういうことでよろしいでしょうか。
1:27:57	経験福島です。はい。そちらでお願いしたいと思います。わかりました。じゃあ、7日中ということで結構ですね15時じゃなくて7日中で結構ですので、できたところまでお送りくださいよろしく願いいたします。
1:28:12	他に何かございますでしょうか。
1:28:17	はい、では本日のヒアリングを、ここまでいたしますお疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。